

監査公表第24号（平成30年11月27日、県公報第4046号登載）

県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果（平成30年度）

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関 15 機関
- (2) 監査対象期間：平成 29 年度
- (3) 監査実施期間：平成 30 年 5 月 8 日～平成 30 年 6 月 15 日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
福岡県土整備事務所	平成30年5月22日～平成30年5月25日
久留米県土整備事務所	平成30年5月29日～平成30年5月31日
南筑後県土整備事務所	平成30年5月15日～平成30年5月18日
直方県土整備事務所	平成30年5月29日～平成30年5月31日
京築県土整備事務所 ----- 旧伊良原ダム建設事務所	平成30年5月15日～平成30年5月18日
朝倉県土整備事務所	平成30年6月12日～平成30年6月15日
八女県土整備事務所	平成30年6月12日～平成30年6月14日
北九州県土整備事務所	平成30年6月5日～平成30年6月8日
田川県土整備事務所	平成30年5月8日～平成30年5月10日
飯塚県土整備事務所	平成30年5月8日～平成30年5月10日
那珂県土整備事務所 ----- 旧五ヶ山ダム建設事務所	平成30年6月5日～平成30年6月8日
苅田港務所	平成30年5月24日～平成30年5月25日
流域下水道事務所	平成30年5月22日～平成30年5月23日

注) 伊良原ダム建設事務所は平成30年3月31日をもって廃止され、平成30年度から京築県土整備事務所に伊良原ダム管理出張所が設置された。

五ヶ山ダム建設事務所は平成30年3月31日をもって廃止され、平成30年度から那珂県土整備事務所に南畑・五ヶ山ダム管理出張所が設置された。

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

(1) 収入

使用料及び手数料、受託事業収入、負担金収入等の調定及び収入の状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

- (2) 支出
報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況
- (3) 人件費
報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給の状況
- (4) 契約
契約締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産
土地、建物、工作物、樹木等の管理状況
- (6) 物品
取得、管理及び処分の状況
- (7) 工事
設計積算及び施工等の状況
- (8) 用地
設計積算及び履行確認検査等の状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
荻田港務所	収入	1	県土整備使用料等において、調定の会計年度を誤っていた。
計		1件	

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
県土整備部	支出	1	支払決定において、支出命令の決裁前に支払決定を行っていた。
	工事	1	河川護岸工事において、指示と異なる施工が行われていた。
	財産	2	道路占用許可において、長期間にわたり許可を行っていなかった。
計		4件	